

甲佐町犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲佐町犯罪被害者等支援条例（令和 年条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例（ただし、条例第2条第4号の町民の定義を除く。）によるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）にかかる身体の被害であって、その治療の期間が1か月以上、かつ、通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう（当該疾病が精神疾患である場合は、治療の期間が1か月以上、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であると医師に診断されたもの）。
- (5) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合は、医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。
- (6) 町民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者又は次のアからカまでのいずれかに該当する者であって本町の住民基本台帳に記録されずに本町の区域内に居住しているものをいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律

- 第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
- オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
- カ その他本町の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

(総合支援窓口)

第3条 条例第6条第2項に規定する総合支援窓口(以下「窓口」という。)は、くらし安全推進室に設置するものとする。

2 窓口で相談を受ける職員は、犯罪被害者等支援に関する研修への参加等により能力の向上に努めるとともに、犯罪の態様や犯罪被害者等の状況に配慮して適切に対応しなければならない。

3 窓口で相談を受けた職員は、その内容を甲佐町犯罪被害者等相談受付票(様式第1号)に記録するものとする。

(見舞金の種類、支給額及び支給対象者)

第4条 条例第7条に規定する見舞金の種類、支給額、支給対象者は、次の各号に定めるところとする。

(1) 遺族見舞金

ア 支給額

30万円。ただし、既に次号に規定する重傷病見舞金を受給した者が、当該見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合は20万円を支給する。

イ 支給対象者

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族(次号に定める重傷病見舞金を受給した者が当該見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合の遺族を含む。)であって、犯罪被害者が犯罪被害を受けたときにおいて、町民であった次条規定の第1順位の遺族をいう。

(2) 重傷病見舞金

ア 支給額

10万円

イ 支給対象者

犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、犯罪被害を受けたときに町民であった者をいう。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の範囲は、犯罪被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情（以下「事実婚等」という。）にあった者を含む。）
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が、その後出生した場合における前項の規定の適用については、その子の母が犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とし、その他のときは同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給対象となる遺族の順位は、第1項各号の順位とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。
- 4 遺族見舞金の支給を受けるべき順位の遺族（以下「第1順位遺族」という。）が複数あるときは、当該遺族が協議して決めた代表者に当該見舞金を支給するものとする。
- 5 第1順位遺族が当該見舞金の支給申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は当該見舞金の支給申請をすることはできない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に当該犯罪被害者の死亡により遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

（見舞金の支給の制限）

第6条 町長は、次の各号に該当する場合は、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 警察等の捜査機関に犯罪被害を受けたことが申告されておらず、犯罪行為が行われた事実が当該捜査機関への照会等により確認できない場合
 - (2) 犯罪被害を受けたときにおいて、犯罪被害者（重傷病見舞金を受けるべき者であつて18歳未満であつたものを除く。）又は第1順位遺族（18歳以上であつた者に限る。）と加害者との間に3親等内の親族関係（事実婚等を含む。以下「親族関係」という。）がある場合
 - (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為があつた場合
 - (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、甲佐町暴力団排除条例（平成23年条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第12条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合
 - (5) 同一の犯罪被害について、他の市町村から見舞金の支給を受けたことがある場合
 - (6) その他見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思われる場合
- 2 町長は、前項第2号の規定において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間の

親族関係が破綻していたと認められる場合は、見舞金を支給することができるものとする。

(見舞金の支給申請)

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、甲佐町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（様式第2号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請をすることができない場合は、当該申請者の法定代理人又は任意代理人が代理申請をすることができるものとする。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 申請者が、犯罪被害者が犯罪被害を受けたときにおいて、甲佐町に住所を有している町民であったことを証明することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 申請者が、犯罪被害者が犯罪被害を受けたときにおいて、第2条第6号のアからカまでのいずれかに該当する者であって本町の住民基本台帳に記録されずに本町の区域内に居住していた場合は、当該アからカまでの理由があることを証明できる書類及び本町の区域内に居住していることが客観的に確認できる書類（公共料金の領収書等）
- (4) 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長発行の証明書（戸籍の謄本等）
- (5) 申請者が、犯罪被害者の死亡の当時、当該犯罪被害者と事実婚等にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し等）
- (6) 申請者が、配偶者（事実婚等にあつた者も含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本等）
- (7) 申請者が第5条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪被害者が犯罪被害を受けたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃及び光熱費の領収書等）
- (8) 第5条第4項に規定する代行者は、甲佐町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者届（様式第3号）
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給を受けようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、甲佐町犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請をすることができない場合は、当該申請

者の法定代理人又は任意代理人が代理申請をすることができるものとする。

- (1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、負傷又は疾病の状態等が明記されている診断書。精神疾患である場合は、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことが明記されている診断書）
- (2) 申請者が犯罪被害を受けたときにおいて、甲佐町に住所を有している町民であったことを証明することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 申請者が、犯罪被害を受けたときにおいて、第2条第6号のアからカまでのいずれかに該当する者であって本町の住民基本台帳に記録されずに本町の区域内に居住していた場合は、当該アからカまでの理由があることを証明できる書類及び本町の区域内に居住していることが客観的に確認できる書類（公共料金の領収書等）
- (4) その他町長が必要と認める書類
（見舞金支給の申請期限）

第8条 前条の規定による申請は、犯罪被害を知った日から1年を経過したときはすることができない。なお、重傷病見舞金の支給を受けた者が遺族見舞金の支給を受ける場合にあっても、犯罪被害者が死亡した日から1年を経過したときはすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、申請することができるものとする。

（見舞金支給の決定等）

第9条 町長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金支給の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をした場合は、速やかに甲佐町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第5号）又は甲佐町犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（見舞金の請求）

第10条 前条の規定により見舞金支給の決定を受けた者は、甲佐町犯罪被害者等見舞金請求書（様式第7号）により、町長に当該見舞金の支給を請求するものとする。

（見舞金支給決定の取消し）

第11条 町長は、見舞金の支給決定又は支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の支給決定を取り消し、甲佐町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第8号）により、その者に通知するものとする。

- (1) 第6条各号に規定する見舞金の支給の制限に該当することが判明したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき

（見舞金の返還）

第12条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、当該見舞金の支給を受けた者は、町長が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

(報告等)

第13条 町長は、見舞金の支給を適正に行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、報告を求めることができる。

2 町長は、見舞金の支給を適正に行うため必要があると認めるときは、第9条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者に対し、報告を求め、及び必要な調査を行うことができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

甲佐町犯罪被害者等相談受付票

受付年月日	年 月 日 () 受付者
相談者	フリガナ 氏名 年 月 日生 (歳) 男・女
	住所 電話
	<input type="checkbox"/> 被害者本人 <input type="checkbox"/> 親族・遺族（続柄 ()) <input type="checkbox"/> その他 ()
被害の内容	被害発生日時 年 月 日 時 分 ころ
	被害発生場所
	被害の種類
	被害の状況
被害による 心身の状態	通院 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 通院状況 <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止
	後遺障害 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	具体的状況
要望する支援	<input type="checkbox"/> 総合的支援 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 精神的ケア <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 日常生活 <input type="checkbox"/> 経済的支援 <input type="checkbox"/> 育児 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 捜査 <input type="checkbox"/> 司法手続（刑事・民事） <input type="checkbox"/> その他 ()
支援制度の教示	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 不要（理由： ()
何か支援を受けた <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	支援機関： 支援内容：
関係機関等への 情報提供の同意	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 条件付加 () <input type="checkbox"/> 不可
関係機関等 への引継ぎ	<input type="checkbox"/> 必要 引継機関： <input type="checkbox"/> 不要 理由：
備考	

甲佐町犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書

年 月 日

甲佐町長 様

申請者（支給対象者(第1順位遺族)）

住所

(フリガナ)

氏名

生年月日

連絡先

(上記代理人)
住所
氏名

遺族見舞金の支給を受けたいので、甲佐町犯罪被害者等支援条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 犯罪被害の状況

- (1) 犯罪被害を受けた日 (年 月 日)
- (2) 犯罪被害を受けた場所 ()
- (3) 「犯罪被害を受けたとき」の犯罪被害者の氏名・住所等
住所 ()
(フリガナ)
氏名 () 生年月日 (年 月 日)
- (4) 犯罪被害者と加害者との関係 (□にチェック)
 親族 (続柄:) 親族以外 (具体的な関係:)
 面識なし
- (5) 第1順位遺族と加害者との関係 (□にチェック)
 親族 (続柄:) 親族以外 (具体的な関係:)
 面識なし
- (6) 被害の状況 (警察に届け出た内容。事件が送致されている場合は罪名も記入すること)
(罪名:)
- (7) 被害を届け出た警察署名 ()

- 2 「犯罪被害者が犯罪被害を受けて死亡したとき」の犯罪被害者との続柄(□にチェック)
- 配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - 生計維持遺族(犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹)
 - ※ 犯罪被害者との続柄()
 - 上記に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - ※ 犯罪被害者との続柄()

3 申請事項にかかる調査等への同意

申請を行うにあたり、以下の事項に同意します(□にチェック)。

- 提供する個人情報、甲佐町犯罪被害者等見舞金支給の目的の範囲内において、警察等の関係機関等への照会等に利用されることに同意します。
- 住民票、戸籍等の関係書類に関する調査に同意します。
- 見舞金支給にかかる申請内容に虚偽がないことを認め、見舞金の給付後に虚偽又はその他不正な手段により支給を受けたものと町長が認めた場合は、見舞金を町に返還することに同意します。

4 支給除外事由に該当しないことの確認

以下のとおり、支給除外事由に該当しないことをすべて確認しました(□にチェック)。

- 犯罪被害を受けたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等内の親族関係はない(ただし、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間の親族関係が破綻していたと認められる場合は除く。)
- 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発しておらず、その他犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為がない。
- 犯罪被害者又は第1順位遺族は、甲佐町暴力団排除条例(平成23年条例第7号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2項に規定する暴力団員及び同条例第12条に規定する暴力団関係者ではない。
- 本申請にかかる犯罪被害について、他の市町村から甲佐町犯罪被害者等見舞金と同様の支援を受けたことはない。

5 代理申請について

- ない
- あり → 理由()

(代理人) 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生
連 絡 先 — —
支給対象者との関係()

上記申請内容に間違いありません。

氏 名
(上記代理人氏名)

添付書類

- 犯罪被害者の死亡診断書、その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類の写し
- 申請者が、犯罪被害者が犯罪被害を受けたときにおいて、甲佐町に住所を有していた者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等)
- 申請者が、犯罪被害者が犯罪被害を受けたときにおいて、本規則第2条第6号アからカまでのいずれかに該当する者であって、甲佐町の住民基本台帳に記録されずに甲佐町の区域内に居住していた場合は、当該アからカまでの理由があることを証明できる書類及び甲佐町の区域内に居住していることが客観的に確認できる書類(公共料金の領収書等)
- 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長発行の証明書(戸籍の謄本等)
- 申請者が、犯罪被害者の死亡の当時、当該犯罪被害者と事実婚等にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票の写し等)
- 申請者が、配偶者(事実婚等にあつた者を含む。)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類(先順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本等)
- 申請者が生活維持遺族であるときは、犯罪被害が行われたときに犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類(犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃及び光熱費の領収書等)
- 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、甲佐町犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)受給代表者届(様式第3号)
- 代理人によって代理申請するときは、代理人であることを証明する書類(法定代理人の場合は戸籍の謄本等。任意代理人の場合は委任状)
- その他町長が必要と認める書類

※ 該当する項目の□にレ印をつけてください。

様式第3号 (第7条関係)

甲佐町犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)受給代表者届

年 月 日

甲佐町長 様

代表者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄 ()
連絡先 — —

私は、甲佐町犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)の支給対象者である第1順位となる遺族を代表し、遺族見舞金を受給する者に指定されたことを届け出ます。

なお、下記第1順位となる遺族以外に新たな第1順位となる遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決します。

記

私は、以下の者から遺族見舞金を受給することについて同意を得ました。				
上記代表者以外の 第1順位となる遺族 (フリガナ) 氏 名	犯罪被害者 との続柄	生年月日	住 所	連絡先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に同意ができない者の理由等(未成年者若しくは所在不明等)については、下記のとおり申し出ます。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者 との続柄	同意が確認できない理由

甲佐町犯罪被害者等見舞金(重傷病見舞金)支給申請書

年 月 日

甲佐町長 様

申請者(犯罪被害者)

住所

(フリガナ)

氏名

生年月日

連絡先

（上記代理人

住所

氏名

重傷病見舞金の支給を受けたいので、甲佐町犯罪被害者等支援条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 犯罪被害の状況

(1) 犯罪被害を受けた日 (年 月 日)

(2) 犯罪被害を受けた場所 ()

(3) 犯罪被害者と加害者との関係 (□にチェック)

親族(続柄:) 親族以外(具体的な関係:)

面識なし

(4) 被害の状況(警察に届け出た内容。事件が送致されている場合は罪名も記入すること)

（ 罪 名 : ）

(5) 被害を届け出た警察署名 ()

2 負傷又は疾病の状態 (□にチェック)

犯罪行為による負傷又は疾病(精神的な疾病を含む。)にかかる身体の被害であつて、その治療の期間が1か月以上、かつ、通算3日以上入院を要すると医師に診断されている(精神疾患の場合は、治療の期間が1か月以上、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができないと診断されている。)

3 申請事項にかかる調査等への同意

申請を行うにあたり、以下の事項に同意します(□にチェック)。

- 提供する個人情報、甲佐町犯罪被害者等見舞金支給の目的の範囲内において、警察等の関係機関等への照会等に利用されることに同意します。
- 住民票、戸籍等の関係書類に関する調査に同意します。
- 見舞金支給にかかる申請内容に虚偽がないことを認め、見舞金の給付後に虚偽又はその他不正な手段により支給を受けたものと町長が認めた場合は、見舞金を町に返還することに同意します。

4 支給除外事由に該当しないことの確認

以下のとおり、支給除外事由に該当しないことをすべて確認しました(□にチェック)。

- 犯罪被害を受けたときにおいて、犯罪被害者と加害者との間に3親等内の親族関係はない(ただし、犯罪被害者と加害者との間の親族関係が破綻していたと認められる場合は除く。)
- 犯罪被害者が犯罪行為を誘発しておらず、その他犯罪被害につき、犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為がない。
- 犯罪被害者は、甲佐町暴力団排除条例(平成23年条例第7号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2項に規定する暴力団員及び同条例第12条に規定する暴力団関係者ではない。
- 本申請にかかる犯罪被害について、他の市町村から甲佐町犯罪被害者等見舞金と同様の支援を受けたことはない。

5 代理申請について

- ない
- あり → 理由 ()

(代理人) 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生
連 絡 先 — —
犯罪被害者との関係 ()

上記申請内容に間違いありません。

氏 名
(上記代理人氏名)

添付書類

- 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書
※診断書には、負傷又は疾病にかかった日、療養日数、入院日数及び負傷又は疾病の状態が明記されていること。精神疾患である場合は、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が3日以上労務に服することができないことが明記されていること。
- 申請者が、犯罪被害を受けたときにおいて、甲佐町に住所を有していた者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等)
- 申請者が、犯罪被害を受けたときにおいて、本規則第2条第6号アからカまでのいずれかに該当する者であって、甲佐町の住民基本台帳に記録されずに甲佐町の区域内に居住していた場合は、当該アからカまでの理由があることを証明できる書類及び甲佐町の区域内に居住していることが客観的に確認できる書類(公共料金の領収書等)
- 代理人によって代理申請するときは、代理人であることを証明する書類(法定代理人の場合は戸籍の謄本等。任意代理人の場合は委任状)
- その他町長が必要と認める書類

※ 該当する項目の□にレ印をつけてください。

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

甲佐町長

甲佐町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった甲佐町犯罪被害者等見舞金については、下記のとおり支給することを決定しましたので、甲佐町犯罪被害者等支援条例施行規則第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 見舞金の種類
- 2 見舞金の額

見舞金の支給後に、見舞金の支給を受ける資格がないことが判明した場合又はその他不正の手段により見舞金の支給決定を受けたと認めることが判明した場合は、見舞金の返還を求めることがあります。見舞金支給の取消が決定した場合、見舞金の支給を受けた者は、町長が定める日までに見舞金を返還しなければなりません。

申請者 様

甲佐町長

甲佐町犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった甲佐町犯罪被害者等見舞金については、下記の理由により支給しないことを決定しましたので、甲佐町犯罪被害者等支援条例施行規則第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 見舞金の種類
- 2 支給しない理由

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に甲佐町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲佐町を被告として（訴訟において甲佐町を代表する者は甲佐町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

甲佐町長 様

受給決定者 住所
氏名
連絡先

甲佐町犯罪被害者等見舞金請求書

年 月 日付 第 号で決定通知がありました甲佐町犯罪被害者等見舞金について、下記とおり請求します。

記

見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金	
請求金額	円	
振込先	フリガナ 口座名義人	
	金融機関名	
	支店名	
	種別	<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通
	口座番号	

※ 該当する□にレ点を付けてください。

※ 見舞金の振込先は、原則として見舞金の受給決定者本人の口座に限ります。

第 号
年 月 日

申請者 様

甲佐町長

甲佐町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日付 第 号で支給決定（支給）しました甲佐町犯罪被害者等見舞金については、下記の理由によりその決定を取り消すこととしましたので通知します。

記

見舞金支給決定取消理由	
-------------	--

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に甲佐町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲佐町を被告として（訴訟において甲佐町を代表する者は甲佐町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。